

# 法人だより

## 第16回ふれあい写真コンテスト 第1部 推薦 (高崎税務署長賞)

「Gメッセ群馬」 須藤 伸さん (高崎市)

表紙説明はP.26

令和2年度 第16回  
「ふれあい写真コンテスト」優秀作品紹介

ネット炎上のリスクに備えよう

《速報版》  
令和3年度 税制改正のあらまし

長びく“コロナ疲労”  
～原点に戻って考えよう～

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会  
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会

## 4月

- 4月12日
  - 1 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 4月15日
  - 2 給与支払報告に係る給与所得者異動届出  
4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者があるときは4月15日までに関係の市町村長に要届出
- 4月30日
  - 3 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
  - 4 2月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
  - 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  - 7 8月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
  - 8 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
  - 9 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉
- 4月中において市町村の条例で定める日
  - 10 軽自動車税(種別割)の納付  
賦課期日…4月1日
  - 11 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
- 4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- 市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等
- 13 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出

## 5月

- 5月10日
  - 1 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月17日
  - 2 特別農業所得者の承認申請
- 5月31日
  - 3 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知  
通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知
  - 4 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
  - 5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  - 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  - 7 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
  - 8 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
  - 9 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)〈消費税・地方消費税〉
  - 10 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- 5月中において都道府県の条例で定める日
  - 11 自動車税(種別割)の納付  
賦課期日…4月1日
  - 12 鉦区税の納付  
賦課期日…4月1日

## 6月

- 6月10日
  - 1 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月～5月分)の納付
- 6月15日
  - 2 所得税の予定納税額の通知
- 6月30日
  - 3 4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
  - 4 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  - 5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  - 6 10月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
  - 7 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
  - 8 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉
- 6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
  - 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)

## 目次

税務カレンダー	1
令和3年度事業計画	2
令和3年度税制改正のあらまし《速報版》抜粋	3
ふれあい写真コンテスト優秀作品紹介	5
経営のヒント	
職場の信頼関係を深めるシンプルな方法「挨拶」	8
アフターコロナの経営	9
最近の話題から	
社会の変化に応じて、労働力をダイナミックに動かす	11
ネット炎上のリスクに備えよう	12
部会だより	13
新会員・部会員紹介・税務説明会日程	14
会員企業紹介	15

企業の税務コンプライアンス向上のために	17
健康情報『長びく“コロナ疲労”～原点に戻って考えよう～』	18
税理士会コーナー	
支部長就任のごあいさつ	19
経営寸話【税理士 室岡敏雄】	20
税務署コーナー	
振替納付日について/期限内に納付できなかった場合は	21
20歳未満飲酒防止強調月間	22
国税に関するお問合せについて	23
群馬県からのお知らせ	24
令和2年度・3年度高崎法人会会員証について	25
表紙説明	26

# 令和3年度 定時総会のご案内

(ご欠席の場合も、総会の出欠通知は、必ずご返信ください。)

日時：令和3年5月26日(水)  
午後3時～  
場所：ホテルグランビュー高崎  
(高崎市柳川町70)

議案：①令和2年度収支決算承認の件  
②任期満了に伴う役員改選の件  
報告事項：・令和2年度事業報告  
・令和3年度事業計画及び収支予算

## 令和3年度事業計画

自令和3年4月1日  
至令和4年3月31日

### 基本的指針

よき経営者を目指すもの  
の団体として企業の積極  
な自己啓発を支援し納税意  
識の向上と企業経営及び社  
会の健全な発展に貢献する。

### 方針

基本的指針を基に、会員  
企業の声を反映し、より一  
層の「公益性の拡大」・「統  
一性の確立」・「透明性の確  
保」を目指し、企業と地域社  
会のため事業活動を行う。

### 事業計画

#### 公益事業

##### (1) 税務支援事業

- ① 税務研修・普及事業
  - (イ) 改正税法普及説明会
  - (ロ) 決算税務説明会
  - (ハ) 新設法人税務説明会
- ② 最新の税務情報の提供
- ③ 税制提言事業
  - (イ) 全国大会への参加
  - (ロ) 令和4年度税制改正に  
関する提言
  - (ハ) 地元選出の国会議員や  
地方自治体等に対する

#### 要望活動

##### (3) 租税教育事業

- (イ) 小学生を対象とした租税  
教室の開催は高崎税務  
署及び関東信越税理士  
会高崎支部との連携をさ  
らに深めたものとする。
- (ロ) 小学生を対象とした税  
に関する絵はがきコン  
クールの実施にあたって  
は、高崎税務署及び関東  
信越税理士会高崎支部  
の協力のもと実施する。
- (ハ) 租税教育推進協議会主  
催の研修会への参加

##### (4) 税の広報・啓蒙事業

- (イ) e i T a x ・ e L T A  
Xの周知広報活動及び  
普及拡大活動の実施
- (ロ) 広報紙「法人だより」の  
発行と配布
- (ハ) 税を考える週間(11月  
11日～17日)街頭広報  
活動の実施
- (ニ) 税に関する「ふれあい  
写真コンテスト」の開催

##### (2) 経営支援事業

- ① 経営支援研修会の開催
- ② セミナーDVDレンタル  
サービスの実施

##### (3) インターネットセミナー の実施

- ④ ホームページでの経営支  
援情報の提供

##### (3) 地域社会貢献事業

- ① 社会福祉協議会へのタオ  
ル寄贈
- ② 税を考える週間協賛事業  
として公開講演会の開催
- ③ 下期公開研修会の開催
- ④ 地域社会への貢献活動
- ⑤ 地域イベントでの租税の  
啓蒙活動、または協賛
- ⑥ 地域の清掃活動
- ⑦ 小学校への教育資料の寄贈

#### 共益事業

##### (1) 会員支援事業

- ① 研修会・交流会等の開催
- (イ) 異業種交流会の実施
- (ロ) 会員相互の交流を目的  
とする研修会
- (ハ) 高崎法人会・税理士会  
親善ゴルフ大会の開催
- (ニ) ボウリング大会の開催
- (ホ) 視察研修会等の開催
- (ヘ) 上期研修会の開催
- (ト) 厚生委員会主催研修会  
の開催
- ② 優良経理担当者表彰式  
の開催

##### (3) ネットバンキング会員割 引サービス・法人会融資 制度の実施

- ④ 厚生制度推進
- (イ) 法人会福利厚生制度の  
普及と推進
- (ロ) 中小企業向け貸倒保証  
制度の推進
- (ハ) 生活習慣病健診の実施

##### (2) 会員支援事業

- ① 会員数5000社台並び  
に会員加入率50%台達成を  
目標に、会をあげて会員募  
集を推進する。そのため、  
地区会毎に年間の会員増強  
目標数を定めて、地域の実  
情に即した募集活動を実施  
する。会員増強月間である  
9月～12月の4カ月間は、  
特に重点的に会員増強運動  
を実施する。
- また、高崎法人会独自で  
作成したパンフレットを積  
極的に活用し、高崎法人会  
の周知及び会員増強に取り  
組む。
- 引き続き、マイナンバー  
制度導入に伴う、新設法人  
の情報を活用する。

速報版

令和3年度版

# 税制改正のあらまし

法人会



## 【1】法人税関係

### ① 中小企業の支援

#### ① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。

#### ② 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取等した場合に30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

なお、商業・サービス業等を営む中小企業者等を対象とした商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、中小企業投資促進税制に整理・統合された上で、適用期限の到来をもって廃止されます。

#### ③ 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等を取等した場合に即時償却又は10%（資本金3000万円超1億円以下は7%）の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備（仮称）を追加した上で、適用期限が2年間延長されます。

#### ④ 中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、所得拡大促進税制の要件について、従来の①雇用者給与等支給額が前年度を上回ること、②継続雇用者給与等支給額の1.5%以上増加という要件を雇用者給与等支給額の1.5%以上増加に見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

#### ⑤ 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&Aを実施する中小企業の特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える

観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額について損金算入を認める措置が講じられます。

なお、この準備金は、5年間の据置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金参入することとなります。

#### ⑥ 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業が中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた計画に事業継続力強化設備等として記載された一定の防災・減災設備を取等した場合に、取得価額の20%の特別償却が適用できる制度です。

改正案では、頻発する災害に備えた対応力の強化に向けた設備投資を後押しす

るため、計画の認定期限を設けるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われます。

### ② 産業競争力の強化

#### ① デジタルトランスフォーメーション(DTO)投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法に定める事業適応計画（仮称）に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置が創設されます。

#### ② 研究開発税制の見直し及び延長

① 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の見直し

#### ③ 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

人材確保等促進税制について、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促進する観点から、2年間の時限措置として、新規雇用者に対する給与を2%以上増加

させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除できる措置に見直されます

また、事業変革に向けた人材投資（教育訓練費）を増加させた企業に対しては、税額控除率が5%上乘せられます。

**④ 繰越欠損金の控除上限の特例の創設（大企業向け）**

コロナ禍で厳しい環境にある企業が、抜本的な企業変革に取り組むことができよう、産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）の認定を受けた場合には2年間にわたって生じた欠損金額を、翌期以後、最大で5年間、適格投資の範囲内で繰越欠損金の控除限度額を最大100%とする特例が創設されます。

なお、中小企業等における繰越欠損金の控除限度額（100%控除）に変更はありません。

**⑤ 自社株式を対価としたM&Aに係る税制上の措置の創設**

会社法の見直しにより新たに創設された「株式交付

制度」を活用し、買収会社の自社株式等を対価とするM&Aに係る対象会社株主に對する課税については、譲渡した対象会社株式に係る譲渡損益課税の繰延べを認める措置が創設されます。

**③ グリーン社会の実現カーボンニュートラルに向けた投資促進税制措置の創設**

「2050年カーボンニュートラル」の目標達成に向け、産業競争力強化法を改正し、同法に定める中長期環境適応計画（仮称）に従って導入される①脱炭素化を加速する製品を生産する設備や、②生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等について、税額控除又は特別償却ができる措置が創設されます。

**【2】 所得税関係**

**① 退職所得課税の適正化**

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について

は、退職所得金額の「2分の1課税」を適用しないこととされていますが、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないように見直されます。

**② 住宅ローン控除の見直し**

住宅ローン控除については、控除期間13年間の特例の適用期限を1年延長し、一定期間に契約し、かつ、令和4年末までの入居者が適用対象とされます。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額1000万円以下の者については、床面積40㎡以上の住宅も対象となるよう見直されます。

**【3】 資産税関係**

**① 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し**

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度については、後継者役員要件を見直し、次の場合には、後継者

が被相続人の相続開始の直前に特例認定承継会社の役員でないときでも、同制度の適用を受けることができるようになります。

**② 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し及び延長**

直系尊属から教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、節税的な利用を防止する観点から、見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

**③ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し**

①住宅等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置  
②住宅用家屋の床面積要件の下限の引き下げ

**【4】 その他**

**① 土地に係る固定資産税等の課税標準額の据え置き**

令和3年度は3年に1度の固定資産評価替えの年に当たりますが、評価替えに

よる評価額の上昇に伴う税負担の激変を緩和する現行の負担調整措置が令和5年度まで延長されます。その上で、令和3年度に限り、税額が増加する宅地等及び農地については、令和2年度の課税標準額と同額とされます。

**② 国税関係書類における押印義務の見直し**

納税環境のデジタル化を推進する観点から、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、原則、押印義務が廃止されます。

ただし、現行、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めている国税関係書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付が求められます。

この記事は、令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正大綱等に基づいています。今後の国会審議等に留意ください。

管内  
税務協  
力団体  
高崎  
税務  
連絡  
協会

# ふれあい写真コンテスト

(一社) 高崎法人会が中心となり、写真コンテストを開催しました。

応募点数237点(一部78点、二部159点)の中から各部17点、合計34点の作品が入賞しました。その内上位14作品をご紹介します。

この写真コンテストは、私たちの納めている「税」が社会の中でどう活かされているか、広く皆さんに知っていただくため、社会貢献活動の一環として開催しているものです。

なお、表彰式は3月20日(土)にピエント高崎6階において開催し、全入賞作品は確定申告期間中(2月16日~4月15日)確定申告相談会場のピエント高崎にて展示。

※各部門の第一位「推薦」作品は裏表紙に掲載しております。  
※入選の作品は当会ホームページにて掲載予定です。



特選

(高崎間税会 会長賞)  
『遺跡発掘』  
山崎 清 (高崎市)



特選

(高崎税務署管内 青色申告会連合会 会長賞)  
『夜間作業』  
小山 亜 泉 (高崎市)



準特選

『夜間パトロール』  
小坂 明 (前橋市)



特選

(関東信越税理士会 高崎支部長賞)  
『あこがれ試乗初体験!!』  
小 曳 玲 子 (高崎市)

## 第一部 テーマ ■ 「税」が活かされている場面

快適で安全な生活が営めるように、国や県・市町村は教育・文化の振興、道路整備、福祉など、個人の経済力や責任でまかなうことのできない公共サービスや公共施設を提供しています。

「税」が社会に活かされている様子を写真で表現していただきました。



第一部

「税」に関すること



準特選

『台風19号被害復旧工事』  
高橋友良 (高崎市)



準特選

『新春の出初式』  
小森友子 (高崎市)



特選

(群馬県酒造組合 高崎支部長賞)  
『母に見守られて』  
高橋由雄 (前橋市)



特選

(一般社団法人 高崎法人会 会長賞)  
『ロビーコンサートの集い』  
筒井モト (高崎市)



特選

(高崎税務署管内 納税貯蓄組合連合会 会長賞)  
『最強の鬼退治』  
阿部 巖 (伊勢崎市)

第二部  
テーマ

「ふれあい」または  
「社会貢献」に関すること

税に関係なく、「ふれあい」や「社会貢献」に関することをテーマに作品をご応募頂きました。



準特選

『兄妹』  
荻原伸一 (伊勢崎市)



準特選

『我が家の宝物』  
岡田とみ江 (伊勢崎市)



準特選

『はつもうで』  
高橋洋二 (高崎市)

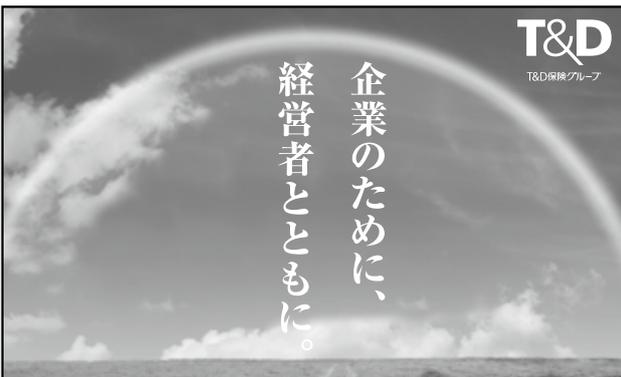
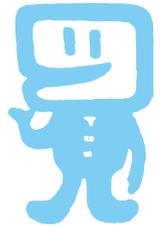
主催：高崎税務署管内 税務協力団体連絡協議会

一般社団法人高崎法人会（主幹）、高崎税務署管内納税貯蓄組合連合会、  
高崎税務署管内青色申告会連合会、群馬県酒造組合高崎支部、高崎小売酒販組合、  
高崎間税会、関東信越税理士会高崎支部

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、  
群馬県高崎行政県税事務所、群馬県渋川行政県税事務所、上毛新聞社  
協賛：群馬県写真材料商組合高崎・西毛支部、株式会社プロフォトセンター

「ふれあい」または  
「社会貢献」に関すること

第二部



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、  
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、  
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、  
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

**D&I DO** 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5  
(大同生命前橋ビル4F)  
TEL 027-223-5260

職場での社員相互の信頼関係は、職場風土を良くし、生産性を向上させるためには、不可欠な事です。

日々、信頼関係を成立させ、深める方法は非常にシンプルなものなのです。

自分から、笑顔で、相手の名前を付けて挨拶す(下)



(下) ることに尽きます。

とりわけ、部下を持つ上司であればこそ、自分から挨拶することが大切な事です。

特に、入社したばかりの新入社員にとっては、毎日が不安に押し潰されそうな思いでいることは自身も

通ってきた道だけに、新しい社員にこそは積極的な挨拶や声掛けを心掛けていきたいものです。

部下から挨拶されても、生返事や不機嫌な顔などしていたら、「上司に必ず、報告・連絡・相談しろ」と言われても、部下は躊躇してしまふものです。

普段、あまり会話したことの記憶がない上司から急に「最近、調子はどう？」と問い掛けられて、「はい、実は…」と部下の何人から返事してもらえるでしょうか。普段、気難しい顔している上司から、「困ったことがあれば、何でも話して欲しい」と言われて、部下の何人が心を開くでしょうか。

「おはよう、〇〇君。毎日頑張っているね」と笑顔で声を掛けることで、「上司がいるのだから、大丈夫」との安心感を与えるだけでなく、相手が自分を受け入れ認めてくれるとの思いを深め、「困ったら、上

司に何でも相談しよう」と、積極性も醸し出すものです。

上司からの挨拶は、部下の心を開き、仕事に取り組むやる気を育むことだということを肝に銘じたいというものです。

信頼関係が出来ている部下(普段よく話をしている)とは無意識のうちに、こちらから話掛けて、部下の様子を見ていくものです。

しかし、信頼関係が出来ていない部下(普段あまり話をしていない)とはお決まりの挨拶をするだけの関係でおしまいということに自らがいけないと気づきつつも、現実はお決まりの挨拶だけでとどまってしまうがちです。

そうならないためには、部下の名前を思いついた順に挙げていき、最後の方に挙げた部下に対しては、特に意識して、自分から笑顔で相手の名前を付けて挨拶をするということを中心掛けたいところです。  
企業でのコミュニケーション

ンの高まりは、共に働く者同士の繋がりが強まり、それが職場全体のまとまりに結びつき、同じ目標に向かって進む原動力になれば、売上や利益は、後から自然と付いてくるような…、計り知れない従業員満足度のパワーになると信じます。

『自分から挨拶の出来ない者は駄目だ』という言葉が示すように、いつの時代でも挨拶は軽視できないということなのです。

たかが挨拶、されど挨拶 あなたが上司の立場ならば、明日の朝、出社してきた部下の方に、「(ここにこして)お早う、〇△君」と、ぜひ声を掛けてみて下さい。

今まで自分から挨拶をすることがなかったから、いきなりそんなことをやるように云われたって恥ずかしいとか、挨拶は目下の者からするものだから、いざ実行するとなると尻込みをするかもしれない。

「忙しいから、気分が優れないから」といった自身の都合で、挨拶をしてきた相手を見ずに声だけの返事をするのは、あなたの方からコミュニケーションを自ら放棄していることに等しいのです。

自分から笑顔で、相手の名前を付けて挨拶をしてください。何も言葉のテクニクは、要りません。

ワコールの創業者である塚本幸一氏は、「人間は人間を使うことは根本的にはできない。相互信頼における協力関係があるだけである」と伝えていきます。

お互いに笑顔で挨拶を交わせる関係ではない者同士に、信頼関係は成り立つでしょうか。

挨拶という凡事かもしれませんが、凡事の徹底にこそ、職場風土を良くし、生産性を向上させるものです。今、上司こそ、『挨拶という魔法』を感じ取り、積極的に笑顔の挨拶を実践していきましょう。



1 アフターコロナは「縮充社会」

天明 茂

公認会計士  
宮城大学名誉教授

アフターコロナのキーワードは「縮充」、すなわち「縮むけど充実させる」社会づくりである。

人口減少もあり、経済規模は間違いなく縮小する。しかし、生活の質を落とすことは許されない。いつもより住みやすい社会にすべく、企業は経営内容を充実させ、市民や働く人の「満足度」「幸せ感」を高めなければならぬ。

「コロナ前」に戻そうと考えるのではなく、コロナを乗り越えて、新たな世界を作るのである。

日本の100年、大きな変革は、明治維新、敗戦、そして今回は、新型コロナという3度目の節目である。明治維新は、鎖国時代で後れをとった科学技術や資本主義制度を、外国から導入して近代国家を作り上げた。敗戦は7年間という占領下の苦難を乗り越え、焼け

野原となった都市を、近代都市に生まれ変わらせた。経済面では、大量生産システムに品質管理やマーケティングの知恵と心を結集させて、未曾有の経済高度成長を成し遂げた。

今回の新型コロナも「乗り越える」ことが必要である。コロナで学習したことは、少なくない。ZOOMは極めて短期間に普及し、リモートワークが仕事の仕方を一変させた。職住一致による家族の新たな関係性が構築されつつあり、交通渋滞や鉄道混雑の緩和にもつながる。

環境を破壊し、幾つかの生物を絶滅に追い込んだのである。そして今、命はつながりであること、人間は漁網の網の目の一つに過ぎないことに気づいたのである。蛍の結び目が解ければ人間の結び目も解けるし、メダカの結び目が解ければ人間の結び目も解けてしまう。人間も多くの生き物の繋がりで生かされている、たった一つの命に過ぎないことを、再確認して行動することを教えられている。

2 新型コロナのメッセージ

世間は、「新型コロナウイルスと闘う」「ウイルス戦争」と言うが、新型コロナウイルスは本当に「敵」なんだろうか？

ナウウイルスは、こうした状況に対するサムシング・グレート（偉大なもの）と思えてならない。

第2は、「共生・共益の生き方に戻れ」である。顧みれば、人類5000年の歴史のうち、4999年は飢えと寒さを克服するための共生・共益の時代の時代だった。

コロナは567。太陽のコロナは王冠の意味。仏教で言われる、56億7千万年後に衆生を救いに降りて来ると言われる弥勒菩薩も567。

宇宙に存在するものは、すべてが繋がっている。しかし私たちは、人間がピラミッドの頂点にいと誤解してきた。

人間中心の生き方が地球に競争社会となり、利己主義が地域紛争、経済競争を招いてきた。企業は、自社の成長発展

だけを目指すことなく、利害関係者との共益経営を目指す必要がある。

第3は、「宇宙の分身としてふさわしい生き方をせよ」である。

### 3 西洋から東洋への回帰

「変化の時は原点回帰することが鉄則である。

いま、社会の潮目は、確実に西洋思想から東洋思想に移ってきている。

社会は「競争・弱肉強食社会」から、誰もがそれぞれの居場所で自己実現できる「共生・共存社会」に移りつつある。

会社は、これまでの株主利益至上ではなく、「地域と共に生き、地域の困りごとを解決する企業」が評価されるようになった。

そもそも、企業の目的は社会的課題の解決にあり、利益の獲得はその結果に他ならない。近江商人の「三

人は誰でも、宇宙の分身としてこの世に生を受けている。

天から与えられた使命をしっかりと自覚して天命に生きよとのメッセージである。

方よし」は、そのことを教えている。

2024年から、一万円札の肖像画に登場する渋沢栄一の代表的著作「論語と算盤」は、「論語と算盤が車の両輪」というより、「論語の上にはか算盤を乗せてはいけない」と言っているのである。

論語で経営すれば、自分の欲得が出てくるはずがない。

出てくるのは「公」であり、「社会」であり、「国家」である。

論語の上に載せる事業は「社会的課題を解決する」ものでなくてはならない。

この結果として、算盤が合う、そういう経営である。

CSR（企業の社会的責任）やCSV（共有価値の創造）に取り組む企業が多いが、「三方よし」「論語と算盤」は、この思想を先取りしていることに誇りをもち、実践したい。

こうした経営に求められる人財育成の目標は、勝ち抜くことを主眼に置いた「自己主張型人間」でなく、他の幸せを我が喜びと出来る謙虚で優しい「利他的人財」

西洋から東洋への回帰は「日本の心」への回帰に行きつく。

「日本の心」を端的に言い表すことは難しいが、江戸時代末期から明治初期にかけて、日本を訪問した外

である。

もちろん、家庭を犠牲にする「会社第一人間」ではない。

「家族の期待を満足させる良い家庭人」が、職場でも健全な人間関係を築くことができ、仕事もできるビジネスマンが理想像となってきた。

組織は、ピラミッド型からフラット型で、リモートワークにふさわしいネットワーク型組織に、また、仕事の進め方や意思決定は「理性・論理」ではなく、「直感・感性」が重要になってきた。

西洋から東洋への回帰は「日本の心」への回帰に行きつく。

「日本の心」を端的に言い表すことは難しいが、江戸時代末期から明治初期にかけて、日本を訪問した外

国人の日本人評価が「日本人らしさ」を代表しているように思われる。

「犯罪をしない」などなど。

日本の近代化は、「和魂漢才」「和魂洋才」で始まった。

しかし、明治維新に「才」を取り入れることを急ぐあまり、「和魂」を置き忘れてしまったようだ。

「和魂」は「大和魂」であり、「古来から日本人に根ざしていた精神」である。

「和魂」は、神道における概念で、「荒魂（あらたま）」と、「和魂（にぎたま）」の2面を持つという。

荒魂は活動的で勇猛、剛健な作用に対して、和魂は主として神霊の静的で穏和な作用、徳用を指す。

従って、和魂は「勇敢で潔い精神」と言える。

「縮充」社会を実りあるものにするために、「共生・共益の循環型経営」を実践するとともに、社員一人ひとりの根底にある「和魂」を引き出すことを心がけよう。

「質素だが満足している」「金銭よりも大切なものを知っている」「相手を思いやる」「苦勞をいとわない」

### 4 日本の心は「和魂」

# 社会の変化に応じて、 労働力をダイナミックに動かす

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

## ダイナミックな

### 雇用対策の必要性

コロナ禍の影響で、テレワークといった働き方が広がりをを見せている。それに伴って、首都圏から地方への労働力の移動も起きている。高齢化、成熟化という社会の中で、都心から地方への労働移動が雇用列島改造論ほどのダイナミックさで行われて良いのではないかと考えていたのだが、コロナ禍がその契機になるのかもしれない。

## スイスの労働力レンタル制

10年程前のことになるが、世界的な不況のなかで、西欧諸国は雇用維持・創出、労働力の流動性の促進、技能の向上と労働市場のマツ

もある。雇用条件は、貸出元の条件を基本的に維持する。期間は、1か月から1年程度を想定していた。

## 組合企業と高齢者の

### ウィンウィン施策

70歳まで現役で働くことを想定すれば、2〜3社を移動することも考えざるを得ない。その場合、能力を活かして同じ業界で働くことができれば最良の移動になる。北海道苫小牧市の自動車整備企業では、定年を迎えたOB社員を業界全体で受け入れて高齢者雇用の場を確保するとともに、組合企業は若者を採用して人件費のコスト削減を図るという全国でも初めての対策を生み出している。「協同組合苦自整ビジネスサービス」が60歳定年社員の受け皿会社。地域の自動車整備業138社で構成する地区協同組合が、組合員企業27社と共同出資して設立した。会員企業は中小企業が

多く、若い従業員の採用が難しく、また整備には高度な技術と経験が必要とされるため高齢化が進み、人件費が経営の圧迫要因になっていた。この2つの問題を解決するためこの会社を設立したのである。事業は、車販売などの事業と、市営バス車両の保守整備や清掃などの請負、派遣事業。OB社員は古巣の企業に派遣されることもあり、その技術が活用できることで働き甲斐が生まれ、組合員企業は若い労働力を採用してコスト削減が図れるというウィンウィン施策。社会経済の変動に柔軟に対応する知恵が求められる時代だ。



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る医療補償  
業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

## ハイパーメディカル

## ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償  
業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

# ネット炎上のリスクに備えよう

日刊工業新聞社 岡田 直樹

2020年は、東京オリ  
ンピック・パラリンピック  
の歓声に沸き立つはずが、  
新型コロナウイルスにたた  
られた散々な1年となっ  
た。感染拡大が長期化する  
中で、インターネット上の

「炎上」リスクが高まり、  
企業が標的になりやすい状  
況が続いている。顧客や株  
主などの信用を損なうこと  
がないよう、コロナ禍を奇  
貨として対策に万全を期し  
たい。

「炎上」とは、ウェブ上  
の特定の対象に批判が殺到  
し、収まりがつきそうにな  
い状態をさす。国内での発  
生件数は、モバイルと会員  
制交流サイト(SNS)が  
普及し始めた2011年を  
境に急増傾向にある。近年  
は著名人の言動が火元にな  
りやすいが、企業関連も少  
なくない。コロナ禍のよう

に社会不安が高まる時は、  
なおさら注意が必要だ。実  
際にサービス業では、社員  
がマスクを着用せず、ネッ  
ト上で「社員を守らない企  
業」として批判の的になっ  
たケースもあった。

デジタルリスク対策の工  
ルテス(東京都千代田区)  
が行った調査によると、緊  
急事態宣言発令期を含む2  
020年上半期(1~6月)  
に発生した炎上の要因は  
「顧客のクレームや批判」

が38%でトップ。次いで「不  
適切な発言や行為・失言」  
(37%)、「不祥事・事件  
ニュース」(15%)、「情報  
漏えいや内部告発」(9%)、  
「異物混入」(1%)の順と  
なっている。対象になった  
企業はブランドイメージの  
悪化により、採用活動や製  
品販売などに支障が出かね  
ない。

コロナ禍にかかわらず、  
広告の表現には細心の注意  
を払う必要がある。コンテ  
ンツ制作者は広告の訴求力  
や奇抜さにこだわるあまり  
、「木を見て森を見ず」  
になりやすいが、ネット  
ユーザーに男女差別や人種  
差別に当たると受け取られ  
れば、企業の倫理観や経営  
姿勢が問われてしまう。

企業側の不注意による炎  
上を防ぐには、社内に多様  
な視点からチェックできる  
体制を設け、公表内容を事  
前に精査する必要がある。  
ある企業では経理担当者に  
コンテンツをチェックして  
もらい、ネットユーザーに  
近い視点から問題点を洗い  
出し、未然防止に役立てて  
いる。

不適切表現などにより炎  
上を招いた場合、すぐに  
ホームページなどから問題  
箇所を削除すると「隠した」  
とみなされ、火に油を注い  
でしまう危険がある。また  
クレームに対して回答が二  
転三転すれば、企業の信用  
を失墜しかねない。ネット  
対応に精通した公式アカウ  
ントの担当者を通じて、企

業全体の判断に基づき、「お  
詫び」も含め冷静に対処す  
るのが鉄則だ。

コロナ禍では企業に非が  
なくても、デマの拡散が炎  
上につながりやすい。「い  
われない誹謗中傷」には、  
正しいメッセージを公表す  
るなど、迅速で毅然とした  
対応が求められる。

この機会にSNSなどを  
利用する際のガイドライン  
として「ソーシャルメディア  
アポリシー」の策定をおす  
めしたい。社員教育のた  
めの社内用と、行動規範を  
社会に公表する社外用を分  
けると良い。また炎上の実  
体験をもとに対応策を備え  
た事例集を作成し、日頃か  
ら社内情報共有しておく  
ことも有効だろう。

社内にコロナ感染者が発  
生した場合、顧客対応や改  
善策をホームページで随時  
公開している企業もある。  
顧客や取引先の不安を和ら  
げる効果が見込め、先進的  
な取り組みといえるだろ  
う。コロナ禍の教訓を生か  
し、ネットリスクへの「抵  
抗力」を高めてほしい。

「生きる」を創る。

**Aflac**

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

**アフラック**

群馬支社

〒370-0841 高崎市栄町16-11  
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

女性部会

税に関する絵はがきコンクール  
審査会・表彰式

審査会

2月24日、税に関する絵はがきコンクールの審査会を開催いたしました。税務署長を始め税理士会支部長、管内市町村長、上毛新聞社高崎支社長、本会会長、青年部会長、女性部会役員が集まり、厳正なる審査を行いました。

一次審査を通過した作品は、年々レベルも向上しており、審査員の皆様は悩みながら、各賞を決定いたしました。

なお、今年度より「上毛新聞社賞」を新たに設けております。

表彰式

3月20日、ピエント高崎に於いて、表彰式を執り行いました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止せざるを得ない状況となっていました。今年度は慎重な感染症対策を行い、多くの受賞者にご参加いただきました。



岩井部会長より授与



江口高崎税務署長より授与

このコンクールは、小学生を対象としておりますので、卒業前の良き思い出となり、今後の活躍の励みとなれば幸いです。  
参加校数50校  
応募総数2218枚

青年部会

青年部会員の皆様へ  
健康経営プロジェクト参加のお願い

「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を新たな事業として展開することが全法連青年部会連絡協議会より通達されました。本プロジェクトの推進のひとつとして「法人会健康経営宣言書」の提出があげられています。

宣言書の提出は全国青年の集いでの「健康経営大賞」の対象となります。

詳しくは、部会員の皆様に郵送いたしました資料や、全法連ホームページ↓青年部会↓健康経営プロ

プロジェクトのページをご確認いただき、是非このプロジェクトにご賛同いただきたくお願い申し上げます。また、付随した推進事業として「ジェネリック推進ツール」の配布も行っております。

追加をご希望の方は事務局までご連絡ください。



健康経営プロジェクト

< 2つの合言葉 >

- できることから始めよう!
- 今取り組んでいることを当てはめてみよう



決して難しく考えず、プロジェクトが目指す「企業の活力向上による税収の増加」と「適切な医療利用による医療費の適正化」の目標達成に向けて宣言書を書いてみましょう!!

《「宣言書」の場所》

全法連HP > 青年部会 > 健康経営プロジェクト > 宣言書「企業用」

※同所にある記入見本を見ながら記入し、全法連事務局もしくは高崎法人会事務局へメールにて提出してください



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・相続税申告

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予算管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

新会員・部会員紹介

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

女性－榛名 ① (有)里見電気製作所 ② 清水初江 ③ 高崎市上里見町 ④ 製造業	吉岡 ① (同)正大 ② 永井正之 ③ 北群馬郡吉岡町大久保 ④ 建設業	高崎 ① 株ベライト ② 関口博文 ③ 高崎市旭町 ④ 美容業	高崎 ① 白田潤税理士事務所 ② 白田潤 ③ 高崎市飯塚町 ④ 税理士
青年－安中 ① (医)星美会 星澤歯科医院 ② 日下部有 ③ 安中市原市 ④ 医療	女性－高崎 ① 外所工業(株) ② 外處雪江 ③ 高崎市沖町 ④ 建設業	高崎 ① (学)龍光寺学園 ② 神宮良弘 ③ 富岡市富岡 ④ 認定こども園	高崎 ① かなた行政書士法人 ② 高橋正光 ③ 高崎市矢中町 ④ 行政書士法人
<b>問い合わせ先</b> (一社)高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576		安中 ① (医)星美会 星澤歯科医院 ② 日下部有 ③ 安中市原市 ④ 医療	高崎 ① 株ティーワイプランニング ② 平井正志 ③ 高崎市上中居町 ④ 商社
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。			

令和3年度上期

「税務説明会」日程表

※時期、会場にかかわらず、ご参加いただけます。

下記開催予定の説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、中止または資料配布のみの対応となる場合がございます。  
最新の情報は、当会HPにてご確認ください。(http://www.takasaki-hojinkai.com/)

決算税務説明会(2時間程度)

- 4/21(水) 14:00～(渋川ブロック)  
渋川市金島ふれあいセンター
- 4/22(木) 14:00～(群馬ブロック)  
箕郷公民館
- 5/13(木) 14:00～(安中・松井田)  
安中市文化センター
- 5/17(月) 14:00～(高崎・新町)  
高崎市総合福祉センター
- 5/18(火) 14:00～(榛名・倉淵)  
榛名商工会館
- 7/28(水) 14:00～(高崎・新町)  
高崎市総合福祉センター
- 9/16(木) 14:00～(高崎・新町)  
高崎市総合福祉センター

改正税法普及説明会(2時間程度)

- 5/13(木) 14:00～(吉井)  
吉井商工会館(吉井地区会総会と同時開催)
- 6/9(水) 14:00～(安中・松井田)  
安中市文化センター
- 6/10(木) 14:00～(高崎)  
高崎市産業創造館
- 6/11(金) 14:00～(榛名・倉淵)  
榛名商工会館
- 6/15(火) 14:00～(群馬ブロック)  
吉岡町文化センター
- 6/16(水) 14:00～(渋川ブロック)  
渋川市金島ふれあいセンター
- 6/17(木) 14:00～(高崎)  
ピエント高崎
- 6/23(水) 14:00～(高崎)  
高崎市総合福祉センター
- 5月中旬 新町地区会開催予定

新設法人税務説明会(2時間程度)

- 4/20(木) 14:00～  
高崎市総合福祉センター
- 8/ 5(木) 14:00～  
高崎市総合福祉センター

※渋川ブロック・群馬ブロック・伊香保・子持・北橋・赤城地区会

ご入会をご希望の方は法人会事務局まで  
お問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに  
活動をすすめる全国約80万社の、会員組織です。



一般社団法人高崎法人会 事務局  
TEL : 027-363-4526  
http://www.takasaki-hojinkai.com/

群馬

会員企業紹介

有限会社 矢島商店

代表取締役

矢島 修一

一、所在地

高崎市足門町一六四七―三  
TEL 〇二七―三三三―五七七六  
FAX 〇二七―三三三―五七七六

二、事業概要・会社PR

当店は、旧群馬町で営業している寝具小売店です。顧客からの相談を親身になり聞く姿勢が高く評価されており、相談は、喘息やアトピー症状に良い寝具の相談、肌が弱い方からのかゆみの相談、肩こり、腰痛など様々ですが、それぞれの悩みに対して、人それぞれ



店舗外観



店内

三、経営理念

「安心・安全」を求め、お客様に「高品質な商品」を自社PB商品を活用し、リーズナブルな価格で提供していきます。経営資源が限られている小規模事業者として自社の強みを活かせるフィールドを見つけ、磨き続けることで持続的な経営をしていきます。

棟東

会員企業紹介

株式会社 IRISAWA

代表取締役

入澤 琢也

一、所在地

北群馬郡棟東村  
山子田一三一八  
TEL 〇二七九―五四―七三四七

二、事業概要・会社PR

当社は平成26年に創業し、北群馬郡棟東村山子田にて建設業を営んでいます。

住宅外構工事、土木工事、リフォーム、上下水道、電気工事、モルタル造形、看板工事等、お客様

三、経営理念

当社では社員教育を徹底し、礼儀、挨拶を重んじた指導。職業能力訓練校の左官タイル講習や水道設備講習に出席。アルミメーカー技術研修へ出席させる。参考書提供し、資格取得を促す等、一人一人の能力を最大限に発揮し、お客様に喜ばれる仕事を目指しています。



「生きる」を創る。

Aflac

アフラックサービスショップ

IDA LIFE

<https://www.idalife.co.jp>

おかげさまで30周年。



井田総合ビジネスは井田ライフ保険として生まれ変わりました。

株式会社 井田ライフ保険

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2 TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

子 持

会員企業紹介

有限会社 北栄自動車整備工場

代表取締役

南雲 伸展

一、所在地

渋川市吹屋四〇〇一四  
TEL 〇二七九一三二一三三五

二、事業概要・会社PR

当社は、渋川市子持行政センターの前に、昭和41年5月より開業している自動車整備工場です。社長本人も整備士の資格を保有しており、全ての整備を行う事が出来る分解整備の資格も保有し、整備に関するあらゆる面での対応ができます。また民間車検場として公共団体、建設業関係の車検



トラック整備

三、経営理念

も多く取り扱っています。工場内は広く大型のトラック・ダンプ・マイクローバス等の車検・整備等も対応しています。

当社は、スピード・技術・安心安全の整備をモットーにあらゆる車に対応する民間車検場を目指します。また事故のない車社会を実現するため地域社会に貢献し、お客様のニーズにお応え出来る様に努力していきます。



事業所外観

吉 井

会員企業紹介

有限会社 弘龍

代表取締役

市川 幹廣

一、所在地

高崎市吉井町矢田三三一一三  
TEL 〇二七一三八七一五八七九  
URL <https://ajino-koryu.com/>

二、事業概要・会社PR

当社は昭和51年に創業し、旬の食材を活かした和食中心の料理を提供しています。お子様からご年配の方まで召し上がっていただけるようにメニューも豊富にご用意しています。宴会や少人数の会合、法事等はもちろん、出前やテイクアウトも承っていますので、お



うな重御膳セット

三、経営理念

営業時間は11時〜14時30分、17時〜21時。定休日は木曜日の14時以降です。

お客様にはお腹いっぱいになって喜んでもらいたい、という気持ちで日々営業しています。良い品をお求めやすい価格で、なおかつ量にもこだわりを持って料理を提供しています。お客様の「満腹の笑顔」のためにこれからも営業してまいります。



店舗外観

さあ、保険の新次元へ。  
T&D 保険グループ

安心できると、  
新しい未来が見えてくる。  
37万社の中小企業を支える責任。



DAIDO 大同生命

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260



# 企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

## 自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表  
(3月31日点検分)

点検担当者: 法人 太郎

項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係  
(資産科目)

科目等	点検項目	点検欄	
		9/30	3/31
現金類 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
売掛金 未収金	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入帳)は定期的に照合されていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

(一社)高崎法人会

電話番号等 027-363-4526

URL等 <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

# 長びくッコロナ疲労” 原点に戻って考えよう

産業カウンセラー 柏木 勇一

## 職場のみんなが疲れて

### 業績も上がらない

新型コロナウイルス感染症拡大。振り返れば2020年初めから世界中を駆け巡り、今も感染不安は収まっていません。年が改まって首都圏では緊急事態宣言が出ました。終息は？誰にも分かりません。テレワークを中心に企業の働き方も大きく変わりました。「皆が疲れている。どうしたらいいか」と都内に本社と工場がある製造業の総務担当者からの相談を受けました。悲痛な訴えでした。

東京商工会議所の昨年秋の調査では、4月から実施したテレワークも3割の企業が「もうやめた」と回答。「生産性が下がる」が一番多い理由でした。事務職、営業職、工場、

IT系など業種によってバラバラですが、多くの企業では、これからも模索が続くでしょう。総務担当者にも話しましたが、コロナに対する心の持ち方について改めて考えてみる必要があります。不安が和らげば、考え方にも余裕が出て職場改善にもつながるからです。

## コロナ不安・恐怖感への対処方法とは

コロナ不安の原因は、ウイルスが目に見えない点にあります。これまで何度も指摘されていることのおさらいになりますが、「飛沫と接触で感染する」「どこかで手に付いたウイルスを目か鼻か口に触れることで体内に入る」ことを確認しておきましょう。従って最

大の予防策は「手を洗う」ことです。これは東京・築地の「保坂サイコオンコロジィ・クリニック」の精神科医・保坂隆院長が講演などでも提唱しています。難しいことを言っているわけではありません。

見えないウイルスに追われ、襲われるのではないかと、という恐怖感。感染者数や死者数、という結果しか見ることができないこともこの恐怖感を増幅させます。「コロナが心配だ。だから手を洗おう。不要不急の外出は止めよう」という反応は正常範囲の不安対応、と保坂医師は主張しています。これはメンタルヘルスの原点です。

## 職場の話し合いによる「共感の広がり」はやっぱり大切です

総務担当者は、ご自分の経験から「テレワークのメリットは認めるが、家での孤立状態は良くない。不安が増すだけ。社員の中には、上司がそばにいないと、

ずっと監視されている感じに耐えられないと語る人もいます。ハラスメントに当たるという声も聞こえてきます。一緒に仕事をしながら意見を話し合うこと、これは当たり前だけれど欠かせません」と語ってくれました。

労働時間管理もおざなりだったと反省もしていました。急場での対応でやむを得なかったと思いますが、今後は、話し合い、共感しながら進めることを忘れないうで、在宅勤務も有効に推進することで一応まとまりました。原点に戻って未来を見つめる！コロナ不安対応も、働き方の改善も、結局は職場それぞれの基本を忘れない、ということ。新しいルール作りが求められるているとも言えるでしょう。



「生きる」を創る。

Aflac

法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度



アフラックは、1983年より

「法人会福利厚生制度」を受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック

群馬支社

〒370-0841 高崎市栄町16-11  
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

# 税理士会

## 『支部長就任のごあいさつ』



関東信越税理士会  
高崎支部 支部長 梁瀬剛

今年4月より、関東信越税理士会高崎支部の支部長に就任いたしました梁瀬剛でございます。一般社団法人高崎法人会の皆様には、税務協力団体としての活動のみならず、多方面にわたり、長く友好的な関係を継続していただいております。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

高崎駅前街頭広報活動が実施できました。これは偏に、貴会の皆様の努力の賜物でございます。共催させていただいた私たちも成果をあげることができました。心より感謝いたしております。

今年度も、まだしばらくの間は、新しい生活様式の下に三密を回避する活動が要求されるでしょう。このような時こそ、今何をすべきか？何ができるか？を考えて、税理士会の活動を行っていききたいと思っております。

貴会との関係も、税制に関する意見交換や研修等の交流を継続するために、役員や青年部、更には女性部や地区会等との新たな連携の密を工夫し模索しながら、より深めていきたいと考えております。

両会の目的には、地域社会に密着した活動を行い、社会貢献をすることがあります。コロナ禍の地域企業に寄り添い、関連諸団体とも連携して、コロナ終息に向けて地域経済を活性化するために協調協力していきましょう。

「税理士はあなたと企業のパートナー」です。貴会の良きパートナーとして、双方の歴代役員の方々が築いてまいりました友好関係をしつかりと受け継ぎ、さらに発展させるべく努力する所存でございます。私の任期は2年でございますが、お力添えのほど、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



### 関東信越税理士会高崎支部役員名簿

監事	新井 徳治	上野 正人	松田 正則	須永 宏	福田夕紀子	田中 直人	小中 正雄	山本 享靖	今井 美和	高橋 琢	伊丹 秀美	居村 享	津久井 孝	高橋 広幸	大野 賢二	有賀 敦	福田 典宏	原澤 一壽	白田 潤	柏 昌幸	高橋 明彦	林 克俊	清水 元	多胡 和美	筒井 勤	原澤 秀樹	江原 克典	磯部 聡	雲 敦史	有田 大輔	梁瀬 剛
----	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------	-------	------	-------	-------	------	------	-------	------	------	-------	------	-------	-------	------	------	-------	------



シリーズ **経営寸**

**話**

「130件からみえてきたもの」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 **室岡 敏雄**

事務所を開いて30年、様々な方の相談に係りながら、仕事をさせて頂きました。先日数えてみると相続を130件扱って自分でも少し驚きました。相続は一人の方の死去に伴い、遺産分割という大きな壁が立ちただけではありません。いろいろな家庭の事情や背景があり、128件は事務所からの助言や、相続人間の協議により、曲折はありましたが解決できました。しかし残りの2件は相続人間の不協和で、現在に至るまで解決策は見えておりません。

さて、このような経験を踏まえて、私なりに考えさせられた事は家庭にも経営してゆく理念が必要ではないかと思うのです。経営という「企業」と言う固定観念が定着していますが、もっと身近な家庭という単位にも、経営という考え方があって良いのではないのでしょうか。企業の経営も家庭の経営も、究極は現在、将来の安定を目的とすることに尽きるのではないのでしょうか。では家庭の経営はどのように実現したら良いのでしょうか。遺産分割の中で障害となり、最も多く見られるのは、相続人間の格差です。

職業と収入、生活状況、持ち家、被相続人から生前受けた扱い、兄弟間の感情の行き違い、これらが相続を境に吹き出してくるので、家庭を経営すると言う事は至難の業と思われるかもしれませんが、

- 1、家族の全員を公平に扱うこと。
- 2、思いやりの心で絶えず目配りすること。
- 3、自分の考え方や、方針を家族全員に自分の言葉で話しておくこと。

こんな平易な事が「相続」を「争族」としないための布石なのです。さて、令和2年の民法改正で配偶者居住権と言う条文が加えられ、同年4月1日から施行されました。この居住権には短期と長期の2種類があり、配偶者が望めば（短期6カ月、長期終身）住み慣れた自分の家に住み続ける権利が確定しますが、その為には登記が必要ですが手続等省略させて頂きます。

しかしこのような改正が行われたことの背景を考えると、必ずしも喜んでばかりではいられないと思います。

時代の流れ、個人の意識の変化が民法の改正に繋がったように思われます。さて、天寿を全うした後「相続」が「争族」とならないためにもう一度家族の在り方など原点に立ち返る必要はありませんか。

## 税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。  
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部

## 振替納付日について

令和2年分の確定申告期限が令和3年4月15日(木)に延長されたことに伴い、振替納税をご利用されている方の振替納付日についても次表のとおり延長されます。

税 目	延長前	延長後
所得税及び復興特別所得税の確定申告	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

※確実に振替納付できるよう、振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

申告・納付期限の延長に伴う振替納付日の変更により、所得税及び復興特別所得税の振替納付日が延納期限と同日(令和3年5月31日(月))となるため、確定申告書に延納届出額を記載した場合であっても、上記振替納付日に確定申告に基づき納付いただく税額の全額が引落しされます。

## 期限内に納付できなかった場合は

期限内に納付できなかった場合や、振替口座の残高不足等で振替納税ができなかった場合には、延長後の納期限(令和3年4月15日(木))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかります。

この場合、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は所轄の税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

納付書は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意しています。金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

なお、金融機関又は税務署の納税窓口での納付以外に次の納付方法があります。

### ●クレジットカード納付

「国税クレジットカードお支払サイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付できます。納税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません。)

詳しくは、国税庁ホームページの「クレジットカード納付の手続」

([https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit\\_nofu/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htm))をご確認ください。

### ●QRコードを利用したコンビニ納付

ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます(納付できる金額は30万円以下となります。)

※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

詳しくは、国税庁ホームページの「コンビニ納付(QRコード)」

([https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni\\_qr\\_nofu/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm))をご確認ください。

また、令和3年中における延滞税の割合は、次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2か月を経過する日までは、年2.5%の割合
- ② 納期限の翌日から2か月を経過する日の翌日以後については、年8.8%の割合

具体的な延滞税の計算は、上記の①又は②の期間ごとに計算します。

※ 国税庁ホームページにおいて、簡単に計算することができます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/entaizei/keisan/entai.htm#keisan>

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

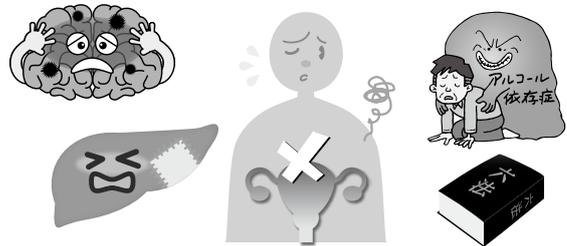
## 4月は「20歳未満飲酒防止強調月間」です

成長過程にある20歳未満の者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、事件・事故につながりやすく、事件等が起きた時には、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、20歳未満の者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

(注) 2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられますが、お酒に関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。

### 20歳未満の者がお酒を飲んではいけない5つの理由

- 1 脳の機能を低下させます
- 2 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります
- 3 性ホルモンの分泌に異常が起きるおそれがあります
- 4 アルコール依存症になりやすくなります
- 5 20歳未満の者の飲酒を禁ずる法律があります



### 20歳未満の者の飲酒防止に関する法律

20歳未満の者の飲酒は、「未成年者飲酒禁止法」により禁止されています。

この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者（20歳未満の者）の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は科料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課されることとされています。

また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者の飲酒防止に資するため、年齢確認等の必要な措置を講ずることとされています。

### 20歳未満の者の飲酒防止のための取組

#### 国税庁の取組

- 酒類業者に対して、20歳未満の者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の容器又は包装には「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。
- 20歳未満の者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類の販売場ごとに「酒類販売管理者」の設置を義務付けています。また、酒類販売管理者が長時間不在となる場合等には、代わりとなる責任者を指名するよう指導しています。
- 各業界団体に対して、20歳未満と思われる者に対する年齢確認の徹底など、20歳未満の者の飲酒防止のための取組を推進するよう要請しています。

#### 酒類業者の取組

- 店頭での年齢確認など20歳未満の者の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「20歳未満飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。
- 20歳未満の者の飲酒につながる広告・宣伝をしないよう、自主基準を定めています。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp> —

国税に関する



ご相談・ご質問は



電話でお問い合わせください!

税務署窓口でのご相談は、窓口の混雑緩和のため、原則として事前予約とさせていただきます。

所轄の税務署へ電話  
高崎税務署 (TEL 027-322-4711)

国税の納付が困難な方、猶予制度に関するご相談・ご質問

「4」を選択

国税に関するご相談・ご質問

「1」を選択

消費税の軽減税率制度に関するご相談・ご質問

「3」を選択

【猶予相談センター】

【フリーダイヤルも設けております】  
0120-948-249  
(8:30~17:00)

【電話相談センター】

★電話相談センターでは、税務に精通した国税局の職員がお答えします。

【消費税の軽減税率制度に関する専用窓口】

【フリーダイヤルも設けております】  
0120-205-553  
(9:00~17:00)

※ 事前予約は、自動音声案内で「2」の番号を選択

税務署へお越しいただき申告・相談を希望する場合は、事前予約が必要です。

- ◎ 国税に関する質問は国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載されています。
- ◎ スマートフォンからもご利用いただけます。

タックスアンサー

検索



左記のサイトは右のQRコードからもご覧いただけます。



(R2. 7)

# 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等)を行う法人の法人事業税に係る課税方式の見直し・税率の変更について

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直し及び税率の変更が行われています。

この改正は**令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用**されます。

改正の概要は以下のとおりとなっておりますので、ご申告の際はご注意ください。

## 1. 電気供給業(小売電気事業等・発電事業等)に係る課税方式の見直しの概要

電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われました。

見直しの対象となる事業	法人の種類	課税方式	
		【改正後】 令和2年4月1日以後に開始する事業年度	【改正前】
小売電気事業等 及び発電事業等	資本金の額又は出資金の額 が1億円を超える普通法人 (※1)(※2)(※3)	収入割 0.75% 付加価値割 0.37% 資本割 0.15% 特別法人事業税 収入割の40%	収入割 1%  特別法人事業税 収入割の30%
	上記以外の法人(※2)	収入割 0.75% 所得割 1.85% 特別法人事業税 収入割の40%	収入割の30%
上記以外の電気供給業		収入割 1% 特別法人事業税 収入割の30%	

※1：特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。

※2：詳しくは地方税法第72条の2第1項第3号に規定されています。(関係規定として同条同項第1号も併せてご確認ください。)

※3：資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定時期は、事業年度終了の日(仮決算による中間報告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては解散の日)の現況によります。(地方税法第72条の2第2項)

## 2. 申告書用紙が変更され、2種類になりました

税率の変更に合わせて、申告書用紙が変更されました。行っている事業に応じて、使用する申告書が異なりますので、ご注意ください。

※ 詳細については、群馬県ホームページの「税金(TAXホームページ)」内「太陽光発電等による売電を行っている場合の法人の事業税について」をご覧ください。

※ ご不明な点は、高崎行政県税事務所(027-322-6297)までお問い合わせください。

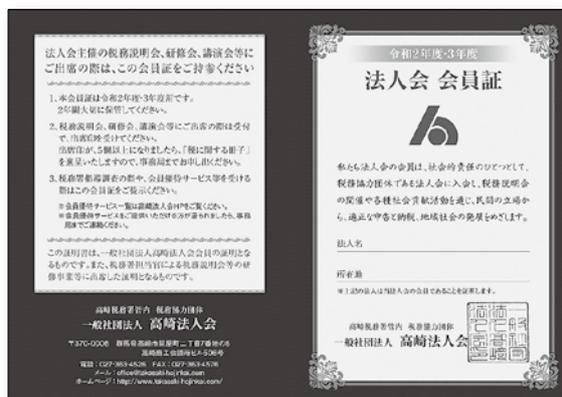


# 高崎法人会 会員証の発行について

一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 令和2年度・3年度 出席表		
内 容	出席印	出席印
決算税務説明会		
改正税法普及説明会		
本会上期研修会		
本会下期研修会		
税務署長講演会		

一般社団法人 高崎法人会 説明会・研修会・講演会 令和2年度・3年度 出席表		
内 容	出席印	出席印
税を考える週間公開講演会		
地区会・支部研修会		
地区会・支部研修会		



出席印が5個以上になりましたら事務局までご連絡ください。

## 高崎法人会会員証の配布について

高崎法人会では、平成26年度より、研修会等出席表を兼ねた会員証を発行しております。

この証明書は、一般社団法人高崎法人会会員の証明となるものです。

また研修会等出席実績表は、税務署担当官の税務説明会や、社会貢献活動としての講演会、研修会等の研修事業に出席した証明となります。

税務説明会、研修会等にご出席の際は、受付で出席印を押印いたします。

出席印が5個以上になりましたら、「税に関する冊子」を進呈いたします。

## 会員証の配布時期

この証明書は、令和2年度より隔年で法人だより4月号に同封する形で配布いたしますので、今年度も引き続き、「令和2年度・3年度法人会会員証」をご使用ください。

## 会員優待サービス

この会員証をご提示いただくことで、法人会員の優待サービスを受ける事が出来ます。

会員優待サービスの一覧は高崎法人会ホームページに掲載されています。

また、サービスを受けるために別途書類が必要となるものもございますので、併せてご確認ください。

## 会員優待サービス

をご提供いただける方が居られましたら、事務局までご連絡ください。

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** Series

AIG損害保険株式会社 群馬支店 TEL. 027-223-5771

会社で入る  
医療補償

**ハイパーメディカル**

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の  
上乗せ補償

**ハイパー任意労災**

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

# 表紙説明



## ふれあい写真コンテスト

### 第一部 推薦

### 『Gメッセ群馬』

撮影者：須藤 伸さん（高崎市）

高崎税務署管内税務協力団体連絡協議会では、税の普及およびPR活動の一環として、高崎法人会が主幹となり毎年写真コンテストを開催しております。

今号の表紙は、令和2年度に第1部（税が活かされている場面）で推薦を受賞された須藤伸さんの作品です。



## 消費税期限内納付

### 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



### 法人だより第180号

令和3年4月10日発行（年4回4・7・10・1月10日発行）  
（発行所）一般社団法人 高崎法人会  
〒370-0006

高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号  
TEL:027(363)4526 FAX:027(363)4576

E-mail:office@takasaki-hojinkai.com

U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/

〈企画・編集〉広報委員会:委員長 羽鳥 武久

〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

厚生委員会からのお知らせ

## 企業の安定した経営のために

法人会の福利厚生制度は  
企業の皆様が安心して経営に取り組めるよう  
病気、事故、労災等に備えた保障制度です

もしものときの企業防衛に……

### 経営者大型総合保障制度

【大同生命保険(株)・A I G 損害保険(株)】



万一の労災事故に備えて……

### アットワーク ハイパー任意労災

【A I G 損害保険(株)】

がんや病気などの治療に備えて……

### 新生きるためのがん保険Daysと 医療保険新Ever

【アフラック】



貸し倒れや与信管理に……

### 中小企業向け貸倒保障制度

【三井住友海上火災保険(株)】

会社の発展のため、  
法人会の福利厚生制度を上手くご活用いただければ幸いです。

※法人会の福利厚生制度は、専門の保険会社に委託しています。

### お問い合わせ先

高崎法人会 事務局 ☎027-363-4526

## 企業の税務コンプライアンス向上のために

### 自主点検チェックシートを ご活用ください。

企業を成長させるためには、内部統制面の強化や  
経理面の質を向上させることも重要な要素です。

法人会では、コンプライアンス向上のための「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成しました。

各種税務研修会等で配布いたしておりますので、  
会員企業の皆様、自社の成長、税務リスクの軽減のために、是非ご活用ください。

# 「ふれあい写真コンテスト」推薦作品

## 第1部 税に関すること

高崎税務署長賞



推薦 Gメッセ群馬  
須藤 伸 (高崎市)

## 第2部 「ふれあい」または「社会貢献」に関すること

高崎税務署管内  
税務協力団体連絡協議会長賞  
(高崎小売酒販組合 理事長賞)



推薦 舞い上げれ  
富澤 健一 (みなかみ町)

※その他の優秀作品はP.5〜7に掲載してあります。

## セミナーDVD

法人会会員用 **無料レンタル** サービス

**社内研修会などにご活用ください。**

会員企業様に経営実務、社員研修、人事、労務などに役立つDVDを無料でレンタルします。  
他では借りられないDVDをぜひご活用ください。  
詳しくは高崎法人会HPをご覧ください。



### お申込方法・お問合せ

高崎法人会ホームページより、専用ページへアクセス、もしくは事務局までお問い合わせください。  
HP : <http://www.takasaki-hojinkai.com/> TEL:027-363-4526

いつでも受講できます。

## インターネットでセミナー受講

無料

# セミナー

オンデマンドサービス

利用可能セミナー  
**150本以上!!**

高崎法人会 検索

クリック!!



ご利用方法

1. 当会HP上バナーより専用ページへ。
2. ログイン  
初回、利用登録が必要です。  
登録後、IDとパスワードが発行されます
3. 見たいセミナーをお選び下さい。

※非会員の方もご利用いただけますが、利用可能コンテンツに制限があります。